

訓令番号	訓令名	所管名	公布年月日
訓令第8号	さいたま市職員服務規程の一部を改正する訓令	人事課	令和5年9月29日
訓令第9号	さいたま市車両管理規程の一部を改正する訓令	庁舎管理課	令和5年11月17日

さいたま市訓令第8号

さいたま市職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員服務規程（平成13年さいたま市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（出退勤）</u></p> <p>第11条 職員は、定刻までに出勤し、<u>別に定める方法により、出勤したことを自ら記録しなければならない。ただし、出張等により出勤したことを自ら記録できないときは、別に定める方法により、出勤したことを記録するものとする。</u></p> <p>2 職員（<u>庶務事務システム（電子計算機を用いて、職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を総合的に管理するシステムで、総務局人事部人事課長が管理するものをいう。以下同じ。）により出退勤を管理する職員に限る。</u>）は、退勤するときは、別に定める方法により、<u>退勤したことを自ら記録しなければならない。ただし、出張等により退勤したことを自ら記録できないときは、別に定める方法により、退勤したことを記録するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（庶務事務システムによる処理）</u></p> <p>第28条 この訓令に定めのある請求、届出その他の手続について、<u>庶務事務システムを利用することができるときは、原則として庶務事務システムを利用する方法により行うものとする。</u></p> <p>2 この訓令に定めのある請求、届出その他の手続に当たり作成等する書類については、<u>庶務事務システムにより作成等する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって代えることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員についての適用除外等）</p> <p>第29条 第8条、第9条、第15条、第22条及</p>	<p style="text-align: center;"><u>（出勤簿）</u></p> <p>第11条 職員は、定刻までに出勤し、<u>出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、あらかじめ所属長の承認を得たもので公務により出勤簿に押印することができないときは、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員についての適用除外等）</p> <p>第28条 第8条、第9条、第15条、第22条及</p>

<p>び前2条の規定は、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第30条 [略]</p>	<p>び前条の規定は、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第29条 [略]</p>
--	---

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

さいたま市訓令第9号

さいたま市車両管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市車両管理規程（平成13年さいたま市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(車両等の管理)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 <u>アルコール検知器（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10第6号に規定するアルコール検知器をいう。以下同じ。）の管理は、安全運転管理者が指名した者が行う。ただし、安全運転管理者が置かれない所属においては、車両管理者がアルコール検知器の管理を行う。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する安全運転管理者の指名を受けた者は、安全運転管理者の求めがあった場合には、前項の管理の内容について報告しなければならない。</u></p> <p>(運転管理者の職務)</p> <p>第8条の2 運転管理者の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>車両の運転の開始前及び終了後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いた確認を行うこと。</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(車両の管理)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(運転管理者の職務)</p> <p>第8条の2 運転管理者の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 車両の運転の開始前及び終了後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、目視、点呼等で<u>確認すること。</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

様式第3号及び様式第4号（その1）から様式第4号（その4）までを次のように改める。

車両運行日誌（ガソリン車・ディーゼル車）

（ 年 月 ）

前月最終 累計運行距離						前月最終 燃料残量		課 所 名						車両管理者等	
満・+・空						満・+・空		車両登録番号							
日	曜日	天候	運行先	運行時刻 (酒気帯び確認時刻)		使用課所名	運転者氏名	用 務	累計運行距離	給油	燃 料 残 量	確認 時期	酒気帯びの 目視等の確認 (確認者氏名を記入)		アルコール検知器 での確認 (数値を記入)
				出発	:								帰庁	:	運転前
				出発	:			Km	ℓ	満・+・空		運転前		mg/ℓ	
				帰庁	:							運転後		mg/ℓ	
				出発	:			Km	ℓ	満・+・空		運転前		mg/ℓ	
				帰庁	:							運転後		mg/ℓ	
				出発	:			Km	ℓ	満・+・空		運転前		mg/ℓ	
				帰庁	:							運転後		mg/ℓ	
				出発	:			Km	ℓ	満・+・空		運転前		mg/ℓ	
				帰庁	:							運転後		mg/ℓ	
				出発	:			Km	ℓ	満・+・空		運転前		mg/ℓ	
				帰庁	:							運転後		mg/ℓ	
				出発	:			Km	ℓ	満・+・空		運転前		mg/ℓ	
				帰庁	:							運転後		mg/ℓ	
				出発	:			Km	ℓ	満・+・空		運転前		mg/ℓ	
				帰庁	:							運転後		mg/ℓ	
				出発	:			Km	ℓ	満・+・空		運転前		mg/ℓ	
				帰庁	:							運転後		mg/ℓ	
				出発	:			Km	ℓ	満・+・空		運転前		mg/ℓ	
				帰庁	:							運転後		mg/ℓ	
				出発	:			Km	ℓ	満・+・空		運転前		mg/ℓ	
				帰庁	:							運転後		mg/ℓ	
				出発	:			Km	ℓ	満・+・空		運転前		mg/ℓ	
				帰庁	:							運転後		mg/ℓ	
				出発	:			Km	ℓ	満・+・空		運転前		mg/ℓ	
				帰庁	:							運転後		mg/ℓ	

記入は黒（ボールペン等）で明確に記入すること。また、給油数量は必ず記載すること。

車両運行日誌（電気自動車）

（ 年 月 ）

						前月最終 累計運行距離	前月最終 累計電力量	課 所 名						車両管理者等
							. Kwh	車両登録番号						
日	曜日	天候	運行先	運行時刻 (酒気帯び確認時刻)		使用課所名	運転者氏名	用 務	累計運行距離	累計電力量 (メーターの数値)	残 量	確認 時期	酒気帯びの 目視等の確認 (確認者氏名を記入)	アルコール検知器 での確認 (数値を記入)
				出 発	:									
				出 発	:					満 ・ + ・ 空	運転前		mg/l	
				帰 庁	:			Km	. Kwh		運転後		mg/l	
				出 発	:					満 ・ + ・ 空	運転前		mg/l	
				帰 庁	:			Km	. Kwh		運転後		mg/l	
				出 発	:					満 ・ + ・ 空	運転前		mg/l	
				帰 庁	:			Km	. Kwh		運転後		mg/l	
				出 発	:					満 ・ + ・ 空	運転前		mg/l	
				帰 庁	:			Km	. Kwh		運転後		mg/l	
				出 発	:					満 ・ + ・ 空	運転前		mg/l	
				帰 庁	:			Km	. Kwh		運転後		mg/l	
				出 発	:					満 ・ + ・ 空	運転前		mg/l	
				帰 庁	:			Km	. Kwh		運転後		mg/l	
				出 発	:					満 ・ + ・ 空	運転前		mg/l	
				帰 庁	:			Km	. Kwh		運転後		mg/l	
				出 発	:					満 ・ + ・ 空	運転前		mg/l	
				帰 庁	:			Km	. Kwh		運転後		mg/l	
				出 発	:					満 ・ + ・ 空	運転前		mg/l	
				帰 庁	:			Km	. Kwh		運転後		mg/l	
				出 発	:					満 ・ + ・ 空	運転前		mg/l	
				帰 庁	:			Km	. Kwh		運転後		mg/l	
				出 発	:					満 ・ + ・ 空	運転前		mg/l	
				帰 庁	:			Km	. Kwh		運転後		mg/l	
				出 発	:					満 ・ + ・ 空	運転前		mg/l	
				帰 庁	:			Km	. Kwh		運転後		mg/l	

記入は黒（ボールペン等）で明確に記入すること。また、累計電力量は充電設備のメーターを確認し必ず記載すること。

車両運行日誌（天然ガス自動車）

（ 年 月 ）

					前月最終 累計運行距離	前月最終 燃料残量	課 所 名						車両管理者等
						MPa	車両登録番号						
日	曜日	天候	運行先	運行時刻 (酒気帯び確認時刻)	使用課所名	運転者氏名	用 務	累計運行距離	CNG 充填	燃料残量	確認 時期	酒気帯びの 目視等の確認 (確認者氏名を記入)	アルコール検知器 での確認 (数値を記入)
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l
				出発 : 帰庁 :				Km	m ³	MPa	運転前 運転後		mg/l mg/l

記入は黒（ボールペン等）で明確に記入すること。また、給油数量は必ず記載すること。

車両運行日誌（燃料電池自動車）

（ 年 月 ）

前月最終 累計運行距離						前月最終 燃料残量		課 所 名						車両管理者等
満・+・空						満・+・空		車両登録番号						
日	曜日	天候	運行先	運行時刻 (酒気帯び確認時刻)		使用課所名	運転者氏名	用 務	累計運行距離	水素 ガス 充填	燃 料 残 量	確認 時期	酒気帯びの 目視等の確認 (確認者氏名を記入)	アルコール検知器 での確認 (数値を記入)
				出発	:									
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l
				出発	:									mg/l
				帰庁	:			Km	kg	満・+・空				mg/l

記入は黒（ボールペン等）で明確に記入すること。また、給油数量は必ず記載すること。

附 則

この訓令は、令和5年12月1日から施行する。